

議案第 4 7 号

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を改めるとともに規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

調布市専用水道の水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年調布市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」に、「卒業した後」を「卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同項第5号中「よる」を「基づく」に改め、同項第8号中「卒業した後」を「卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」に、「第3号に規定する学校を卒業した者」を「第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」に改め、同項第10号中「卒業した」を「卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」に、「第3号に規定する学校の卒業者」を「第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。